

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成26年10月14日（火）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
地方税財源の拡充に関する意見書	3
陳情の取扱いについて	3

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成26年10月14日(火) 午前9時43分～午前10時04分
場 所	第1委員会室
出席理事 (5名)	理事 富本 卓 理事 脇坂 たつや 理事 川原口 宏之 理事 小川 宗次郎 理事 くすやま 美紀
欠席理事	
理事以外の 出席議員	議長 斉藤 常男 副議長 大槻 城一
出席理事者	
事務局職員	事務局長 本橋 正敏 事務局次長 朝比奈 愛郎 議事係長 野澤 雅己 庶務係長 本島 健治 庶務係主査 川原 広 調担当係長 福羅 克巳 議会法務係 杉原 正朗 担当書記 太刀川 修

(午前 9時43分 開会)

富本理事 ただいまより議会運営委員会理事会を開会する。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

富本理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議録だが、8月29日、9月9日、9月11日の3回分の会議記録についてメールでお送りしているが、この内容でよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

富本理事 それでは、ご承認いただいたので、本日から公開の扱いとする。

《地方税財源の拡充に関する意見書》

富本理事 続いて、地方税財源の拡充に関する意見書についてである。

前回の理事会で提案した後、各会派からご意見をいただき、一部を修正しているので、再度案文を配付させていただいた。

修正箇所は、「法人実効税率の引下げを行う場合には、国の責任において確実な代替財源を確保するなど、」という言葉抜いてくれということだったので、そのようにした。これについて、各会派から特段ご意見はあるか。——それでは、案のとおり意見書として提出することとする。提出者は、慣例に基づいて、議会運営委員会委員全員ということよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

富本理事 それでは、よろしければ、この内容でこの後議運に諮る。提案説明は私が行う。よろしく願います。

《陳情の取扱いについて》

富本理事 続いて、陳情の取り扱いについての説明を次長から願う。

議会事務局次長 資料2をごらんいただければと思う。陳情文書表の形にしてあるが、10月6日付で受理した陳情である。この取り扱いについてご協議いただければと思う。

今回の陳情だが、ごらんいただいたとおり、形式や要件は整って受理をしたところだが、文書中の文言等について意味不明な点が多いということ、趣旨、願意が不明確で判然としない内容になっている。ちょっと議会審査になじまない陳情かなと感じたので、きょうお諮りするところであるが、これまで、こうした類いの陳情について、申し合わせ事項においては、議会審査になじまない陳情については、議長判断により議運に付託した上で、もし議運で全会一致となった場合は、議会審査になじまない等の理由により

不採択とするという申し合わせ事項となっている。この陳情についてそのような取り扱いをしてよいかどうか、よければ、本日の本会議で議会運営委員会に付託させていただければと考えている。

あわせて、陳情文書表、資料として2枚添付しているが、この文書表の取り扱いについてである。

まず1つが、今回の陳情の件名に「横田めぐみさん」という個人名が入っているということがあり、件名、本文中に個人名が入っているものについて、個人名を削ったほうがよいかどうか、このご判断をいただければと思う。

資料は2枚目につけており、陳情文書表の件名のところは個人名を削る、要旨のほうについては全てマスキングするという形にしている。

こういった個人名の取り扱いについて明確な基準がないところであり、普通であれば、陳情を出されたご本人に連絡して削っていただいているところだが、今回は連絡先として住所しか記載がないということ、またやりとりする時間もなかったということがあり、ご判断をいただければというところである。

また同時に、こういった陳情が出された際の今後のルールについても、あわせてご意見をいただければと思う。件名や本文中に氏名などの個人情報がある場合について、こういった形で出すかというものであるが、その点がきょうお諮りしたい2点目ということになる。

今回は今回として1つ特別に考えるということで、以後のルールの案としては、先ほど申したが、陳情者本人に連絡をとって削除を求めるのがまず第1段階。第2段階としては、陳情者本人と連絡がとれないときであるとか削除に応じない場合には、議長判断により個人名をできるだけ載せないという方向で考えてもいいのかなというところで、具体的な処理案として、ルールとして、まず件名については、公人、私人を問わず氏名等の個人情報は入れない。議長判断で該当部分を削除あるいはマスキングするという処理でもって一部非公開とする。

こういうふうにしたのは、件名については会議録にも載るということがある、また、公人と私人の線引きが難しいという場合もあるので、件名については、公人、私人を問わず氏名等の個人情報は入れないというルールにしてはどうか。また、本文中については、私人の個人名については非公開としてマスキングをする、公人については公開としてもいいのかなというところである。

公人と私人の線引きについては、またこれも難しいところがあるが、その都度議長が判断するという取り扱いのルールとしてはいかがかなというところで、今回、この陳情

の処理を踏まえて、今後のルールも決めていただければというところである。

富本理事 今、大きく分けて2点ある。

1点目は、この陳情そのものの扱いである。お読みいただいたかと思うが、ちょっと内容的には支離滅裂なところがあり、議会で審査するには到底なじまない内容だと判断をし、こういう形で皆さんにお諮りしているわけだが、いかがでしょうか、これについては。

くすやま理事 通常だと、5つの常任委員会のいずれかに付託になると思うのだが、今回はそういう趣旨になじまないのではないかということで、議会運営委員会に付託をするという確認でよろしいか。

富本理事 議運に付託して、もしそうなれば、その段取りを改めてお願いしたい。

議会事務局次長 要件とかはそろっているので、きょうの本会議でどこかの委員会に付託するというので、今回のこの陳情については、議会運営委員会にまずは付託するという手続になるのかなと思う。

富本理事 その後は。

議会事務局次長 その後については、議会運営委員会の中で審査するということになるが、中身を読んでおわかりいただけるかと思うが、内容的に——文書主義でやっているの、この文書の上で判断してやっていくということがまず第一である。議会運営委員会で、これは議会審査になじまないということで全会一致となった場合には、議会審査になじまないという理由で不採択とするという流れが1つにはあるのかなというところである。

くすやま理事 とにかく議運に付託されて、あとは議運で、審査になじまないということ、不採択にするのか、それとも審査した上で不採択にするのか、それは議運での流れということになるのか。

富本理事 そうである。議運の委員長のほうで判断をして、そういう問いかけをして、ご理解いただければ、それで不採択ということである。申し合わせ事項にもそういうふうな判断は、「議長の判断で議運に付託し、」となっているが、議運での全会一致となった場合には、議会審査になじまない等の理由により不採択とするということ、処理はしようということになっているので。

そのような扱いでよろしいか、これそのものについて。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、一応共産党さんもお理解いただいたので、その方向でこの陳情は処理をしたいと思う。

それから、今個人名の話が出ていたが、どうなのか。これは議員に配られる場合は何

人たりとも入っているのか。この文書表を議員に配る場合がありますね。

議会事務局次長 資料2の1枚目、これが先方から出されたそのままの形なのだが、この形で議員の皆さんには配ることになる。配る際に、これまで個人名が件名とかに入っていた場合については……

富本理事 事務局で処理をしていたわけでしょう。

議会事務局次長 はい。陳情者に確認をした上で、件名の中には個人名を入れないということでご了解をいただいた上で、件名を外して文書表を作成して皆さんにはお配りしているという形である。

富本理事 だから、今度みたいに連絡がとれない場合は、最初から、議員に配られるときからマスキングをするということか。

議会事務局次長 そういった処理をずっとやってきた関係で、個人名を入れるという前例もないということで、今回については、私どもとしては、2枚目にあるような形で、件名の上では個人名を入れない、要旨の中においては、個人名に当たる部分についてはマスキングするという形で皆さんにお配りしてはどうかというところである。

富本理事 一応そういう案なのだが、これはプライバシー保護ということなのか、理由としては。

議会事務局次長 結局そういうことである。

富本理事 今そういう話なのだが、どうか。ただ、物によっては個人名がわからないと何が書いてあるかわからないということもあり得るのではないのかという危惧はするのだが、その辺はどうなのか。

過去の場合であると、例えばAさんという人がいたら、Aさんにかわる文言というものをやっていたのか。意味合いとして同じような意味がとれるというようなことをやったのか。そのときは陳情者に話ができて処理ができたわけだが、個人名は余り好ましくないので変えてくださいと言ったわけだが、その辺はどうだったのか。

議会事務局次長 個人名を出しての陳情というものが数が少ないということもある。あと、個人名がなければ審査できないというような例もこれまでなかったのかなという気はする。

議事係長 過去に、ある芸能人の子役の方の、言葉の発達障害じゃないかというような個人名入りの陳情が出たことがある。それについては、陳情者と連絡を電話でとり、個人名を外して、個人名を「滑舌のよくない子ども」というふうに置きかえて出し直していただいたということはある。

富本理事 そういうケースはあったらしい。

どうですか、何かご意見あるか。

小川理事 ちょっと戻るが、本人と連絡がとれない場合とさっき言っていたのは理解できたが、ということは、この陳情者と連絡がとれないというのは、電話番号がないと先ほどお話をされたのだが、この陳情を受理しましたという郵送等はするわけですよ。そもそも論で、陳情者がここに住まわられていて、連絡がとれないまま、この陳情というものを、先ほど座長が言ったように、議運の中でやるということ自体も、今話をしている間に疑問に思ったのだが、いかがなのか。

富本理事 要するに、陳情を受ける際に、住所以外の連絡先はとってなくても受理しているということですね。要件にそれが今入っていないということでしょう。

議会事務局次長 要件としては入っていない。

富本理事 電話番号とかの連絡先は入っていないということですね。

議会事務局次長 郵送でも受け付けるので、それで形式が整っていれば、そのまま事務局としては受理しているということである。

富本理事 とりあえず陳情を受理しましたという連絡はするのか。

小川理事 そこなんです。そこから問題なんです。

議事係長 一般的には、ここに陳情者の名前を出す出さないとかということも含めてご本人と連絡はとるが、この方の場合はそういうこともとりづらい、あるいはとるのに時間がかかる。だから、今回付託しないで、それを郵送でやりなさいというご判断であれば、改めてうちのほうはそういうやり方をさせていただくということでもよろしいと思う。今議会には間に合いませんが。

富本理事 これからね。

議事係長 はい。郵送のみで本人とやりとりをするという方法はあると思う。

富本理事 趣旨説明をしたいですかとか、聞くのでしょうか、一応。

議事係長 一般的には聞く。

富本理事 こういう郵送のみのケースは、そういうことも作業としてはできてないということですね。確認はしてもらいたいと思うが。

ちょっと時間も押しているし、個人名云々ということになると、それぞれの方も会派で検討しなきゃいけないということもあると思う。それから、今新たに小川理事からも、そもそもどうなっているのだというそもそも論の手の問題もあったので、これに関しては持ち帰りということにし、陳情のやりとり、それから個人名についてどういう方法がいいのかということ、その辺についても少し皆さんで議論していただいたほうがいいのかなと思います。いかがか。

くすやま理事 そうすると、今回これは付託しないということか。

富本理事 できない。

議事係長 確認が必要であれば、できない。

富本理事 4定でもいいでしょう。それは大丈夫か。

議事係長 大丈夫である。

富本理事 では、議長、そういう形でよろしいか。

議長 はい。

富本理事 皆さんの判断がそういう判断だったので。

では、4定までにきちっとけりをつけて、この陳情についても先ほど言った処理をするという方法で行きたいと思うので、よろしく願います。

では、本日の議題は以上であるが、ほかに何かあるか。

小川理事 先日の決算特別委員会の、10月9日の木曜日だと記憶しているが、決算特別委員会における日程の変更があった。いわゆる日程どおりにいってなかった。一応、まずは決算委員会の日程の変更案は採決をした。災害があったから、2時間遅れの変更案についても改めて委員会で採決をされた。その改めて採決された日程どおりに一部進行していなかった理由を少しお聞きしたいのだが、いかがか。

富本理事 今小川理事から話があったのは、ある会派の質疑に入る予定だったのが、入れなかったのだが、これは決算特別委員長と私のほうにその会派の方からも相談があり、総合的に勘案して、今回は入らないということに決めさせていただいたということである。

ただ、今小川理事が言われたように、一応議決をしている事件なので、その辺に関しては少し軽率というか申しわけなかった部分もあるので、今後は、そういうことがあれば、理事会とかに諮って皆さんにきちっと協議をさせていただきたいと思うので、今回はご了承いただきたいと思う。

あわせて、災害で日程がずれ込むのはいたし方なかったのだが、民社さんはダブルヘッダーで、質疑と意見開陳が同じ日になるということで、大変ご迷惑をかけたこともあわせておわびをしたいと思います。

小川理事 2時間遅れたのはいたし方ない。あれはいい判断だったと私は思っているが、日程変更のあれについては、今後、今座長が言われたことであれば……。

今までこういうことがなかったもので、ちょっと問題提起をさせていただいた。

富本理事 改めて、今後は日程の取り扱いには、我々責任ある者、また事務局も対処していきたいと思うので、よろしく願います。

ほかにあるか。

議会事務局長 今回、水害議会と言われているが、昨晚も19号があった。きょう、また本会議の冒頭に区長部局のほうから、19号の被害とか態勢の状況等の報告を受けるかどうかというところのざっくばらんなお気持ちでも伺えればと思っているのだが。

今回はたしか4時ごろ態勢は引かれて、もう青い服を着ている人もなく、そういうことを発言するのも、午後の1時ぐらいということなので、区長部局のほうも、そのタイミングでそういった状況報告はどうかということがあるようなのだが、議会としては、やはり聞き置くというか、そっちのほうよろしいか。

川原口理事 ぜひ聞きたい。警戒態勢を解除した後に入ってくる報告とか、時間差があるかとも思うので、そういうことも含めて被害状況は聞きたいと思う。

議会事務局長 では、冒頭……

脇坂理事 開会前じゃなくて。

議会事務局長 開会前だが、また危機管理室長にお願いしようかと思う。

富本理事 そうですね、手短に。今回はそんなに被害は大きくなかったと思うが。

議会事務局長 あと、手続的に、例えば総務部長が来て、きょう議会の前にやるという申し出は省略しても構わないか。

富本理事 結構である。

議会事務局長 では、この後すぐ総務部長にその旨伝えるので、よろしく願います。

富本理事 ほかにあるか。——なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前10時04分 閉会)